

後期高齢者医療に係る Q&A

福岡県国民健康保険団体連合会
平成 20 年 4 月 25 日

【レセプトの提出先について】

Q 後期高齢者医療のレセプトの請求先は？

A 後期高齢者医療に係るレセプトは、全て国保連合会に提出ください。

Q 75 歳以上で生活保護の適用を受けている患者の請求先は？

A 生活保護の適用を受けている患者は、後期高齢者医療の適用除外となるため、従来通り支払基金に提出となります。

【診療開始日について】

Q 老人保健から後期高齢医療へ変更の場合、診療開始日の変更は必要か？

A 老人保健から後期高齢者医療への変更については、診療開始日の変更をしなくても差し支えありません。ただし、診療開始日を変更した場合には、その変更があった日（平成 20 年 4 月 1 日）を診療開始日として記載し「摘要」欄にその旨を記載してください。（「制度変更の為」「保険変更の為」等）

Q 診療開始日を変更した場合、リハビリテーションの「発症年月日」の記載も「平成 20 年 4 月 1 日」と変更するのか？

A 発症年月日の記載は診療開始日にかかわらず発症した日を記載してください。

【月途中の保険者番号の変更について】

Q 月途中で保険者番号が変更になった場合は、保険者番号ごとにそれぞれ別の明細書を作成するの
か？

A その通りです。なお、変更後のレセプトの「摘要」欄にその旨を記載してください。

【原爆医療の請求について】

Q 後期高齢者医療で原爆医療「19」を請求する場合の記載方法は？

A 「特記事項」欄の「43 原」の表示は必要とせず、「公費負担者番号」及び「公費受給者番号」欄に 1940・・・等の番号を記載し、公費併用レセプトを作成してください。
請求書については「公費負担医療」欄に「43」ではなく「19」の番号を記載して集計を行ってください。
なお、H20 年 3 月診療分以前（老人保健）の月遅れ分については、「特記事項」欄の「43 原」を記載する等、従来どおりの請求方法となります。

【障害者医療の請求について】

Q 後期高齢者医療で障害者医療「80」を請求する場合の記載方法は？

A 従来の5名連記「27 障害一部負担金請求書」による請求ではなく、「公費負担者番号」及び「公費受給者番号」欄に8040・・・等の番号を記載し、公費併用レセプトを作成してください。
請求書については「公費負担医療」欄に「80」の番号を記載して集計を行ってください。
なお、H20年3月診療分以前（老人保健）の月遅れ分については、従来の5名連記による請求となります。

Q 障害者自立支援法（精神通院医療「21」、更生医療「15」等）と障害者医療「80」は公費併用レセプトで請求可能か？

A 障害者医療「80」分については償還払いによって給付されますので、レセプトは「8040・・・」の番号を記載せず、障害者自立支援法（精神通院医療、更生医療等）の公費併用レセプトで請求してください。
なお、障害者自立支援法だけでなく、他の公費（特定疾患「51」等）と障害者医療の請求についても同様です。

Q 特定疾病療養受給証（「特記事項」欄「02 長」、「16 長2」）該当者と障害者医療「80」は公費併用レセプトで請求可能か？

A 障害者医療分については、直接市町村に請求して頂きますので、レセプトは「8040・・・」の番号を記載せず、単独レセプトで請求してください。

【調剤薬局関連】

Q H20年3月末に老人保健「27」において処方箋が交付され、H20年4月に調剤薬局において調剤が行われた場合の請求方法は？

A 調剤時点の保険で請求となりますので、調剤薬局の請求については老人保健「27」ではなく、後期高齢者医療「39」での請求となります。

【その他】

Q 被保険者証の交付を受けず医療機関を受診した場合の取扱い

A 旧老人医療受給者証、旧国民健康保険証、運転免許証などで、①年齢が75歳以上で、②福岡県内に住んでいることが確認できた場合は、別紙「資格確認表」にてFAXで広域連合に照会ください。

Q 旧様式のレセプトは使用できますか、又使用できる場合の取扱い方法は？

A 4月診療分より診療報酬明細書（レセプト）の省令が改正されましたが、当分の間、旧様式によるレセプトで請求して頂いても構いません。
なお、その際のレセプトの取扱いは必要ありません。